身体拘束、虐待の未然防止に向けた

介護相談員の活用に関する研究会について

【趣旨、背景】

　○厚生労働省が毎年実施している『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査結果』によると、平成18年度の同法施行以来、要介護施設従事者等による高齢者虐待は増加傾向にあり、平成25年度調査で相談・通報件数962件、うち虐待と認定した事例数226件・被虐待高齢者数402名と報告されている。

○被虐待高齢者数402名のうち、虐待の種別（複数回答）では身体的虐待258件・介護等放棄67件・心理的虐待132件・性的虐待14件・経済的虐待31件と、比較的目にとまりやすい身体的虐待の報告数が抜きんでている。身体拘束は92件について「あり」との報告であり、被虐待高齢者の約4分の1（22.8％）を占めている。また、被虐待高齢者の9割以上が認知症日常生活自立度Ⅱ以上（自立度Ⅲ以上でも約8割）であり、被虐待高齢者のほぼすべてに判断能力の低下がみられる。

　○こうしたなか、昨秋、東京都北区で発生した岩江クリニック「シニアマンション」事件では、99人に身体拘束が行われて虐待認定がなされ、巷間に衝撃を与えた。埼玉県熊谷市の特別養護老人ホーム「愛心園」事件でも、入所定員70名のうち認知症の入所者34名に対する身体拘束が認められたとして県による調査が進められている（朝日新聞2015年11月18日報道）。

　○神奈川県川崎市の介護付き有料老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」で入所者3名が相次いで転落死した事件では、千葉県内の同系列施設（松戸市、市川市）でも転落死事件が判明、東京都でも同系列40施設の事故を調査したところ、2010年から約714件の事故があり、そのうち413件が市区町村に報告されていなかった。こうした状況から厚生労働省は、運営会社「メッセージ」（岡山市）に対して業務改善勧告を行っている。

○今年度に入ってからだけでも、京都府城陽市の特別養護老人ホーム「梅林園」事件、宮城県仙台市の介護付き有料老人ホーム「ベストライフ仙台西」事件、京都府福知山市の特別養護老人ホーム「グリーンビラ夜久野」事件、岡山県備前市の特別養護老人ホーム「第二鶴海荘」事件等など多くの報道がなされており、身体拘束廃止、高齢者虐待防止は緊急を要する課題である。

○介護保険制度の地域支援事業である介護相談員派遣等事業は、462自治体（広域を1自治体とする）が事業を行い、全国で介護相談員4,312人が活動を繰り広げている。その事業効果は、国民生活センターの調査等でも高く評価されている。介護相談・地域づくり連絡会が派遣先施設・事業所を対象に行った調査（有効回答9132件）によると、利用者の生活の質の向上や職員のケアの向上に役立つ助言・提案者として「介護相談員」をあげた施設・事業所は5割(4,986件)を超える。また、8割を超える事業実施市区町村や介護相談員が、介護相談員活動による身体拘束、虐待の抑止効果があるとしている。

　○現況では、認知症の人が8割～9割を占める施設サービス3施設、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、通所サービスを中心に（在宅サービス訪問も増加傾向）介護相談員の訪問活動が行われている。今後は、有料老人施設、サービス付き高齢者向け住宅への訪問や未実施自治体への展開が課題となっている。

○こうした状況から、

　①介護相談員派遣により身体拘束・虐待の未然防止に努めている市町村事務局の取組の把握

②身体拘束・虐待・権利擁護(270分)認知症の基礎知識・コミュニケーション技法(300分)等（全40時間以上の研修）を習得した介護相談員の介護現場での活動実態の把握

③介護相談員受入事業所の身体拘束・虐待防止への取組、介護相談員との連携による改善等に関するアンケート調査（一部ヒアリング）・取組事例の収集

を行い、介護相談員派遣等事業、介護相談員の活用を通じた、身体拘束、虐待の未然防止に向けた具体策の検討を行う委員会を設置する。

【取り組む事項】

　○市町村事務局、介護相談員、派遣先事業所の調査内容の精査

○身体拘束行為別、改善取組分析と分類

　○虐待行為別の発見、チェック項目の分析と分類

　○介護実態と身体拘束・虐待との関係性の整理